

平成 30 年 7 月 10 日

学童クラブ保護者 様

京都市檜原児童館  
館長 谷口 恵子

### 「登館届」の運用開始について

平素は、当児童館の運営・活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、学童クラブに登録された児童が感染性の病気から回復後、出席される場合、これまでは、児童館により取扱が異なっておりましたが、今後は京都市の指示により、別紙の「当館届」をご提出いただくことになりました。

これは、感染性の病気の際、早期に医療機関に受診していただくことにより、他の児童への感染を防止することを目的に運用を開始するもので、下記の通りと致します。

保護者の皆様には、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 運用開始時期 7月から
- 2 当館届のご記入 医師の診断を受け、医師から児童館への登館の許可がある場合に、保護者の方が自筆によりご記入ください。
- 3 提出日 医師の許可がおりた、登館初日にご提出ください。
- 4 届出用紙 今回配布したものをご利用ください。または児童館まで用紙を取りに来ていただくか、HPからダウンロードし印刷して使用していただくこともできます。

以上